

町営住宅入居資格の要件となる「収入基準」について

月収額 15 万 8 千円 以下

※裁量世帯は25万9千円以下

※収入基準となる月収とは……家族全員の所得(税法上の控除額)から「公営住宅法」に基づき控除した後の額を12ヶ月で割ったものです。

「公営住宅法」に基づく控除

控 除 の 種 類	控 除 対 象 者	控 除 額
同 居 親 族	本人を除く同居者	38万円
別居扶養親族	別居の扶養親族(所得税法上の遠隔地扶養対象者)	38万円
老人扶養親族	扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	10万円
特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人	25万円
障 害 者	本人または扶養親族のうち障害を持っている人	27万円
特 別 障 害 者	障害者のうち重度の障害を持っている人	40万円
寡 婦	次のいずれかに該当する人	最高27万円
	①夫と死別後結婚していない人又は夫の生死が不明で、合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別もしくは離婚後結婚していない人または夫の生死が不明で、扶養親族又は生計を一にする子供がいる人 ※この場合の子供は、総所得金額が38万円以下で、他の人の扶養親族になっていない人に限られます。	
寡 夫	次のすべてに該当する人	最高27万円
	①合計所得金額が500万円以下の人 ②妻と死別もしくは離婚後結婚していない人又は妻の生死が不明な人 ③生計を一にする親族である子供がいる人 ※この場合の子供は、総所得金額が38万円以下で、他の人の扶養親族になっていない人に限られます。	

※所得税法の改正により、入居者または同居者に給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する者がある場合、その者 1 人につき 10 万円を追加で控除します。(10 万円未満である場合には、その金額)

月収額の求め方

家族全員の年間所得額(前年の所得額)から、公営住宅法上に規定する控除額を控除し、12で割った額が月収額です。

月収額=(家族全員の年間総所得額－控除額)÷12ヶ月

なお、1年の途中で、就職(事業開始)した人又は退職された方は、ご相談ください。

所得額

★給与所得の場合

給与等の支払金額から給与所得控除額を差引いた額
(源泉徴収票の給与所得控除後の金額又は所得(課税)証明書の所得額)

★事業所得の場合

事業の総収入(売り上げ)から必要経費を差引いた額
(所得(課税)証明書の収入額)

★公的年金の場合

年金の収入額から公的年金等控除額を差引いた額
(所得(課税)証明書の所得額:雑所得)

■所得額に加えないもの

- ①退職所得、譲渡所得等の一時的な所得
- ②遺族年金、障害年金、児童扶養手当等の非課税扱いの給付金
- ③生活保護扶助費、雇用保険等の給付金

例: 次のような家族構成・家族の所得がある場合の収入基準額

続柄	年齢	所得額	控除の種類								備考
			特例措置	同居親族	別居扶養親族	老人扶養親族	特定扶養親族	障害者	特別障害者	寡婦(夫)	
本人	45	300万	10万								
妻	45	100万	10万	38万							
父	70	0		38万		10万		27万			障害を持っている人
子	20	0			38万		25万				島外: 大学生
子	16	0		38万			25万				島内: 高校生
所得合計		400万	控除額合計			259万					

400万－259万＝141万円

月収額＝141万円÷12＝117,500円よって基準内となります。